

水道施設修繕工事事務処理要領(H31.4～適用)

この事務処理要領については、水道施設修繕工事を施工する場合において標準となるものを示すものである。

1. 水道施設修繕工事を行った場合、その工事に要した費用の算定を行うため、別に定める水道施設工事報告書及び内訳書に図面・工事写真等を添付のうえ工事完了後速やかに、水道課へ提出するものとする。ただし、各庁舎へ水道課宛として提出することもできる。
2. 水道施設修繕工事を行う場合は、土木標準仕様書及び水道工事標準仕様書、給水工事標準仕様書に準ずる。
3. 労務時間について、算定方法として事務所(または別途現場)より出動した時間から帰着までの時間とし、30分以下の端数は0.5時間、30分を超える端数は1時間として計上する。
4. 資材費について、実際に使用した資材を計上する。なお、資材は原則施工業者が用意するものとし、施工業者が用意できない場合には水道課から支給する。その場合は支給品の欄に記入する。ただし、支給品は資材費には計上しないが、市購入単価により諸経費の対象とする。
5. 機械損料費について、現場着から工事完了までを計上する。時間単価で計上し、30分以下の端数は0.5時間、30分を超える端数は1時間として計上する。(現場への移動に使用した軽トラックや軽バンも計上する)
6. 水道施設修繕工事に係る作業の一部を外注した場合の経費は、見積書または請求書の写しを添付する。なお、外注費は諸経費の対象額に含めない。
7. 重機運搬について、重機運搬を外注した場合は外注費に計上し、自己運搬した場合は、運搬車両を運搬時間に合わせて機械損料費に計上する。

8. 諸経費について、別表1の割合を乗じて得た金額とする。
9. 止水栓及び量水器周りの修繕を行う場合で、周りが土及び砂利の際は破損防止のためにCo防護(概ね枠より10cm程度)を行う、それ以外は原形復旧とする。ただし、道路の場合は道路管理者の指示に従う。
10. 数値標準について、記載数値は小数点以下1位止め(小数点以下2位を四捨五入)にする。
例:アスファルト廃材 0.38t \div 0.4t
11. 消費税の取り扱いについて、工事が9月30日までに完了していても引渡し日が基準になるため、報告書が提出された日をもって判断する。
例:工事施工日が9月20日～9月28日であり、報告書提出日が10月1日の場合には消費税は10%とする。
※報告書提出日をもって、引き渡しが行われたこととする。
12. その他定めのないものについては、お互いの協議により決定する。

(別表1)諸経費表

施工範囲が宅地内のみ	35%以内
上記以外	40%以内

参 考 修繕工事費の算出について

項 目	算 出 方 法
労 務 費 (A)	別紙『労務単価表』による※1
資 材 費 (B)	別紙『資材単価表』による
機 械 損 料 (C)	別紙『機械損料表』による※2
そ の 他 費 用 (D)	水道課が認めた費用
直 接 工 事 費 (E)	$A+B+C+D$ ※3
支 給 品 (F)	市購入単価使用 ※4
諸 経 費 (G)	$E+F \times 35\%$ 以内 または $E+F \times 40\%$ 以内 ※5
外 注 費 (H)	外注したものを計上 ※6
合 計 (I)	$E+G+H$ ※7
消費税等相当額 (J)	$I \times 8\%$
総 合 計	$I+J$

※1 単価の端数処理は円未満切り捨て

※2 単価の端数処理は円未満切り捨て。

※3 Eで10万円以上 D+Eが1,000円止めとなるよう諸経費調整
Eで10万円未満 D+Eが100円止めとなるよう諸経費調整

※4 諸経費を計算するにあたり、直接工事費に支給品を加えて諸経費計算を行う。

※5 施工範囲が民地内の場合35%以内、それ以外の場合40%以内とする。

※6 税抜き価格を記入し、見積書等の写を添付する。

※7 支給品単価は加えない。